有機JAS制度について

1. 制度の概要



JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度。

農産物、畜産物及び加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。

2. 有機JAS

諸外国と同様に、コーデックス(食品の国際規格を定める機関)のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。

- 有機農産物にあっては、堆肥等で土作りを行い、化学合成肥料及 び農薬の不使用を基本として栽培
- 有機畜産物にあっては、有機農産物等の給与、過剰な動物医薬品 等の使用の制限、動物福祉への配慮等により飼養
- これらの生産に当たっては、遺伝子組み換え技術は使用禁止 など

3. 有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決め。

現在、米国、カナダ及びスイスと有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品※1の認証制度について、EU、英国及び台湾※2と有機農産物及び有機農産物加工食品(酒類を除く)の認証制度について、相互承認をしている。

- ※1 米国及びスイスとの相互認証においては、有機加工食品のうち、酒類を除く。
- ※2 台湾との間では、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決めを 踏まえ、日台双方の関係当局が日台の制度を同等と認め、相手側の有機認証品を自国・地域 の有機認証品として取り扱うこととしたもの。